

令和8年3月23日

## 京都北部地区におけるタクシー運賃の改定審査開始について

令和8年3月3日付けで京都北部地区における法人タクシー事業者から運賃改定申請があり、受付期間中に申請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が、京都北部地区の法人タクシー事業者の全体車両数の5割以上に達したため、運賃改定要否について判定を行った結果、運賃改定が必要と判断しましたのでお知らせします。

今後、標準能率事業者の中から複数の原価計算対象事業者を抽出し、原価計算書の提出を求め、運賃改定に係る審査手続きを経て、新運賃の公表を行ってまいります。

### ※京都北部地区

京都府綾部市、福知山市、舞鶴市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、与謝郡、船井郡  
京都市（ただし、平成17年4月1日に編入された旧北桑田郡京北町の区域に限る。）

#### 1. 運賃改定申請受付期間

令和8年3月3日～令和8年6月3日

#### 2. 運賃変更申請状況（令和8年3月23日時点）

##### (1) 申請事業者数

2者（対象地域の法人事業者数 10者）

##### (2) 申請事業者の車両数

131両（対象地域の全体車両数 253両）

##### (3) 申請率

51.78%

#### 3. 運賃変更申請の概要（※）

##### (1) 普通車の運賃

① 初乗距離 1.2km（現行1.3km）

② 初乗運賃 600円（現行上限600円）

(2) 改定率 10.05% ～ 10.81%（平均改定率 10.43%）

※あくまで申請内容を記載しており、運賃の内容や改定率は今後の審査により決定します。

#### 【問い合わせ先】

近畿運輸局自動車交通部旅客第二課 調査運賃係

電話：06-6949-6446